

# 感染症予防及びまん延防止に関する指針

たくみ株式会社

## 第1条

アムールタウン高崎は、経営理念に基づき、利用者に適切かつ安全で質の高い介護サービスを提供するため、施設内での平常時の感染防止の対策、および感染症発生時の対策に取り組むための基本的な考えかたを以下のとおり定める。

基本的感染防止対策として、標準<sup>\*</sup>予防策を適用し、この標準予防策を常時適用したうえで、特定の感染経路がある疾患などに対して、感染防止対策を提供する。これらを基本に感染の防止に組織的な対応を行い、感染症などが発生した際には、その原因の迅速な特定とまん延防止、終息を図るものとし、全職員がこの指針に即して感染防止に留意し、良質なケアの提供ができるよう定めるものである。

\* 標準予防策（スタンダードプリコーション）

血液など生体に関わる湿生生物質（血液、体液（汗は除く））は、すべて感染性病原体を含んでいる物として対応する予防策。

## 第2条

感染症予防及びまん延防止のための委員会に関する基本方針

感染防止対策に関する審議機関として感染防止対策委員会を設置する。感染防止対策委員会は、各事業所より幅広い職種によって構成する。また、各職種の役割を下記のとおりとする。

### 1. 委員会の構成

施設長、課長、所属長、介護職、感染対策の知識を有するもの  
その他、施設長が任命する者

※外部専門家：施設外の感染管理等の専門家（感染症医、感染管理認定看護師等）、感染対策に詳しい人材に協力を求めることもある

### 2. 感染防止対策委員会の開催

委員会はおおむね3か月に1回以上開催する。緊急時は必要に応じて臨時委員会を開催し、次に掲げる事項について審議する。

- 施設内における感染症の予防体制の確立に関すること
- 感染予防に関する最新の情報の収集に関すること  
（新入居者等の感染症の既往の把握、利用者・職員の健康状態の把握など含む）
- 職員を対象とした感染防止対策研修の実施に関すること
- 感染症予防及びまん延防止のためのマニュアル/<sup>B C P</sup>事業継続計画の整備に関すること
- 施設内で報告のあった感染事例の対応策（評価や改善等）に関すること
- その他、当施設内の感染予防のために必要な事項に関すること

## 第3条

感染症予防及びまん延防止のための職員に対する研修に関する基本方針

感染防止対策の基本的考えかた、および具体的対策について全職員を対象として周知徹底を図ることを目的に研修を実施する。研修の内容は、感染防止対策に関する基礎的な知識の普及と啓発をするとともに、指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

## 1. 職員研修

- (1) 定期的な研修（年2回以上）を実施する
  - (2) 新規職員採用時に必ず感染症予防及びまん延防止のための研修を実施する
  - (3) 必要に応じて、個別、部署別（委託業者等含む）に開催する
  - (4) 感染防止対策を目的とした各種講習会、研究会の開催情報を広く告知し、希望者の参加を支援する
- 研修の開催結果、外部研修の参加実績を記録、保存する。

## 第4条

感染症の発生状況の報告に関する基本方針

平常時から、感染症の発生状況を把握するために原因をいち早く特定し、迅速な対応がとれるよう、感染に関わる情報管理を適切に行う。

感染症発生時は委員会が中心となり、発生原因の究明、改善策の立案、実施を行う。その内容については、感染防止対策委員会で報告する。

入居予定の利用者に関しては、感染の有無も含めて健康状態を確認する。また、全職員に対して、当該感染症に関する知識、対応などについて周知を行う。

## 第5条

感染症発生時の対応に関する基本方針

感染症対策マニュアルに沿った手洗いの徹底、個人防護用具の使用といった感染症対策を講じ、常に感染症予防及びまん延防止に努める。

事業所は、その内容及び対応について全職員に周知し、利用者の状態や実施した措置などを記録する。

報告の義務づけられている病気が特定された場合には、速やかに関係機関・保健所に報告する。

特定の感染症が集団発生した場合、保健所や行政などと連携をとって対応する。

平常時から、感染症発生時の連絡網を整備するとともに、関係者が参加して発生を想定した訓練を行い、一連の手順を確認しておく。

## 第6条

利用者、その家族に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者または家族の希望によりいつでも閲覧できるようにする。

## 第7条

その他感染症予防及びまん延防止の推進のために必要な基本方針

感染症対策マニュアルには科学的根拠に基づいた対策を採用し実施する。マニュアルは最新の知見に対応するよう定期的に改定を行う。

この指針は、2023年12月1日より施行する。